平成30年8月30日

合同会議における 主な論点及び対応方針 (案)

文部科学省厚生労働省

合同会議における主な論点及び対応方針(案)

項目	論点	対応方針(案)
指針の対象とな る技術の範囲	指針の対象となる技術の範囲について ※ 遺伝子を増強・抑制する技術を用いるもの 等は対象範囲とするか。	本指針の対象となる技術の範囲について、別紙 1のとおり整理した上で、条文を検討してはどう か。
	インフォームド・コンセントの取得時期について ※ 「生殖補助医療終了時」とは、どの時点のことをいうのか。	「生殖補助医療終了時」とは、「個々の受精胚が廃棄される時ではなく、全ての生殖補助医療を終了し、全ての受精胚の凍結を終えて、廃棄する時」としてはどうか。
インフォームド・コンセント	同意の取得・撤回・再同意について ※ 同意については、夫婦双方からの同意を必 須とする。離婚している場合はどうするか。 同意の撤回は夫婦の一方からの申し出で撤回 可能とする。一方が死亡している場合はどうす るか。 再同意についてはどうするか。	離婚している場合の同意書取得、夫婦のどちらか一方が死亡していた場合の同意の撤回については、別紙2のとおりとしてはどうか。 再同意の取扱いについては、ES樹立指針と同様、原則禁止としつつ、例外を認めることも含め、検討してはどうか。
	インフォームド・コンセントに係る説 明について ※ 提供者の保護についてどのように配慮をす るべきか。	本指針とART指針、ES樹立指針について別紙 3の通り整理した上で検討してはどうか。
その他	倫理審査委員会の審査の過程の記録の保管期間について ※ 指針に審査の過程の記録の保存期間を明示するか。	倫理審査委員会の審査の過程の記録の保管期間については、その必要な期間を各機関で定めることとしてはどうか。

指針の対象となる技術の範囲(イメージ)(1/2)

核酸を狙って改変等をする技術 左記に類似する核酸を改変等する技術(CSTI報告書で例示) 💹 核酸に影響を及ぼす技術

遺伝情報改変技術 等の種類 技術等の対象		ゲノム編集技術	遺伝子工学 (遺伝子操作)	細胞工学/生物工学	左記以外
核 酸	ゲノムDNA 【改変目的】	①CRISPR-Cas9	②ウイルスベクター	⑤紫外線 ⑤放射線	
	ゲノムDNA 【改変目的でない】	③CRISPR-dCas9 (標識・発現制御)		⑤DNA脱メチル化阻害剤 ⑤DNA結合タンパク質	
	mRNA	③CRISPR-Cas13	③siRNA		
	ミトコンドリアDNA			④ミトコンドリア導入	
上記以外					・温度 ・pH ・胚培養液 ・タンパク質 (核酸非結合) ・低分子化合物 (核酸非結合)

- <参考>CSTI報告書で示された対象とする技術の範囲
- ① CRISPR/Cas9等のゲノム編集技術
- ② 従来からのウイルスベクター、プラスミド等を用いた遺伝子組換え等に関する技術
- ③ ゲノムDNAを切断せず、特定のゲノムDNAを標識する技術及び特定のゲノムDNAの遺伝子発現を増強・抑制する技術
- ④ ヒト受精胚へのミトコンドリア移植(導入)に関する技術
- ⑤ 上記①から④以外の遺伝子改変に関する技術

核酸に直接結合して影響を及ぼすことを目的(研究デザイン)とする場合は、対象となり得る。

指針の対象となる技術の範囲(2/2)

【条文案】

当初案	ヒト受精胚にゲノム編集技術その他の <u>遺伝情報を改変する</u> 可能性のある技術を用いる基礎的研究
変更案	ヒト受精胚にゲノム編集技術その他の <mark>核酸を操作する技術</mark> を用いる基礎的研究

【変更案の解説】

- 「核酸」には、DNA、RNA、ミトコンドリアDNAが含まれる。
- ・意図した核酸のみを狙う技術ではないもの(紫外線、放射線等)も指針の対象とするか。
- ・培養液に添加物を加えるような研究については、意図した核酸のみを狙うことを目的(研究デザイン)とする場合は対象となり得る。
- 特定のタンパク質と結合するタンパク質(抗体等)を用いる研究は、核酸に影響を及ぼす場合は対象となり得る。

〇提供に係る同意

- 提供者のどちらかが死亡されている場合
 - →生存する提供者1名の同意を持って提供を受けることができる。
- ・離婚されている場合
 - →提供者2名の同意が必要であり、離婚されていても2名の同意があれば提供を 受けることはできる。
- ⇒提供者2名の同意を必要とする。ただし、死亡している場合はこの限りではない。

○同意の撤回

- ・提供者のどちらかが死亡されている場合
 - →生存する提供者1名が撤回の意思を示された場合は撤回可能。
- ・離婚されている場合
 - →提供者のどちらか1名が撤回の意思を示された場合は撤回可能。
- ⇒提供者のどちらか1名の申出で撤回可能

インフォームド・コンセント(IC)取得に係る要件					
	ART指針 (研究機関と提供機関が同 一機関であることは可能) (凍結保存卵子の場合)	ES樹立指針 (樹立機関と提供機関は同一機関となるこ とを認めていない)			
IC取得 タイミング	・生殖補助医療に用いられ なくなった後	・生殖補助医療目的に用いる予定がなく、 提供者による当該ヒト受精胚を減失させ			

研究機関/提供機関 研究機関/提供機関 を分ける が同一機関 ・生殖補助医療目的に用いる予定がなく、提供者

• 提供機関の長

げない))

による当該ヒト受精胚を滅失させることについ

(研究計画書に記載されている提供機関の医師等

(研究機関の研究責任者等が説明行うことを妨

提供者が置かれている立場を不当に利用しない 提供者が、提供するかどうか判断するために必

・提供者の個人情報を保護するため適切な措置を

• 研究機関 (提供機

関)の長、研究責

任者及び研究実施

者は、主治医を兼 ねてはならない

5

ての意思が確認された後※

• 指針上特段の規定は設けない

要な時間的余裕を有すること

((1))

同意書宛名

ICに係る

説明者

(誰が)

主治医等の

関与

提供者への

配慮

ICの確認

ることについての意思が確認された後 • 提供機関

• 提供機関の長

指針上規定なし

医を兼ねてはならない

提供機関の倫理審査委員

会は、IC取得が適切に

実施されている旨の確

認をする

指針上規定なし

者として同席可(ガイダンス) 同一機関の場合、研究機 ・上記のとおり、担当医は説明者になれな 関の長、研究責任者及 いが、説明協力者として同席可 び研究実施者は、主治

しない

めに必要な時間的余裕を有すること • 提供者の個人情報を保護するため適切な 措置を講ずる 提供機関の長は、同意書、IC説明書、説 明実施書の確認とともに、提供機関の倫 理審査委員会の意見を聴く

• 樹立機関の長が指名する樹立機関に所属

• 担当医は説明者になれないが、説明協力

・提供者が置かれている立場を不当に利用

提供者が、提供するかどうか判断するた

する者(樹立責任者を除く)

提供機関の長は、ヒト受精胚を樹立機関 に移送するときには、上記確認を行った ことを文書で樹立機関に通知する

提供機関(研究機関)の長は、同意書、IC説明 書、説明実施書の確認とともに、提供機関(研 究機関)の倫理審査委員会の意見を聴く ・提供機関の長は、ヒト受精胚を研究機関に移送

講ずる

するときには、上記確認を行ったことを文書で 研究機関に通知する 提供機関は、ヒト受精胚を研究機関に移送した ときは、移送に関する記録を作成し、これを保

存する 案1:全ての生殖補助医療の終了確定後 案2:胚の滅失意思の確認後